○国土交通省告示第四百二十九号

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第百二十号）の施行に伴い、及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第二項の規定に基づき、その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第二項の国土交通大臣が定める者は、次の表に掲げる者とする。

氏名又は名称	法人番号
佐川急便株式会社	八一三〇〇〇一〇〇〇〇五三
西濃運輸株式会社	七二〇〇〇〇一〇一五七五五
日本通運株式会社	四〇一〇四〇一〇二二八六〇
福山通運株式会社	一二四〇〇〇一〇三二七三六
ヤマト運輸株式会社	一〇一〇〇〇一〇九二六〇五

備考　この表において「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。

附　則

この告示は、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

その他告示

○内閣府告示第十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき設置した令和六年能登半島地震非常災害対策本部は、令和八年三月三十一日をもって廃止したので、同条第二項において準用する同法第二十三条の三第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

○法務省告示第二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属　河田　泰常

岡山地方法務局所属　井上　一成

○外務省告示第百八号

令和八年三月四日にアンティグオ・クスカトランで、エルサルバドル共和国における低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画

2　贈与額　四億四千二百万円

3　署名者

日　本　側　佐野豪俊在エルサルバドル大使

国際移住機関側　アナ・メデイロス在エルサルバドル事務所長

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百九号

令和八年二月十六日にバンコクで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　メコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千六百万円

3　署名者

日　本　側　大鷹正人在タイ大使

国際連合側　デルフィン・シャンツ国際連合薬物犯罪事務所東南アジア・太平洋地域代表

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十号

令和八年二月十九日にダカールで、円借款の供与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の平成二十八年十一月十五日付けの交換公文に従ってセネガル共和国政府に供与されることになったマメル海水淡水化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がセネガル共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、セネガル共和国政府との間に行われた。

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十一号

平成八年九月五日にマーシャル諸島共和国のマジュロで作成された「南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定」の有効期間は、その第十条の規定に従い、令和九年三月三十一日まで延長された。

（令和八年三月二十日付け南太平洋経済交流支援センター理事会代表兼太平洋諸島フォーラム事務局長書簡）

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、令和八年四月一日付けをもって、令和八年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

厚生労働大臣　上野賢一郎

農林水産大臣　鈴木　憲和

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　石原　宏高

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課容器包装・プラスチック資源循環室、経済産業省イノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）

○農林水産省告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町玉山字菖蒲平二六の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町中島字七ムジレ一、四倉町八茎字片倉一三八の四、一三八の一〇、一三八の一二、一三八の一四、一三八の一五、一三八の一八から一三八の二一まで、一三八の二三、一三八の二四、一三八の三〇、一三九の七、字上手七二、七五の七、字簇落七四、七五の一、七五の二、七六の一、七六